

別紙 I

訪問看護・介護予防訪問看護ご利用料金表(利用料7級地)

注:下表の文言では、「訪問看護」との記載については、介護予防の場合は、「介護予防訪問看護」と読み替えて下さい。

R3.4.1~

1)基本となるご利用料金について					
訪問看護費					
☑	訪問看護	1割負担	2割負担	3割負担	(利用者の負担割合は『負担割合証』に記載された割合となります)
	所要時間 20分未満	320 円	639 円	959 円	看護師が、主治医の指示及び訪問看護計画書に、位置づけられた内容の指定訪問看護を行うのに必要とする時間で、所定の料金をお支払いいただきます。尚、20分未満の訪問看護は、20分以上の訪問看護を週1回以上含む場合に算定されます。
	所要時間 20分以上30分未満	480 円	960 円	1440 円	
	所要時間 30分以上60分未満	839 円	1677 円	2515 円	
	所要時間 60分以上90分未満	1149 円	2298 円	3446 円	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	300 円	599 円	898 円	
☑	介護予防訪問看護				
	所要時間 20分未満	309 円	617 円	925 円	
	所要時間 20分以上30分未満	460 円	919 円	1379 円	
	所要時間 30分以上60分未満	809 円	1618 円	2426 円	
	所要時間 60分以上90分未満	1110 円	2220 円	3330 円	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 2回/日まで	289 円	578 円	867 円	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 3回/日以上	144 円	288 円	432 円	

※ 令和3年4月から9月に限り、訪問看護費の単位数に0.1%が上乗せされます。

2)各種加算料金について

☐	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7円	13円	19円	訪問看護事業所として、勤続7年以上の職員が30%以上の配置他計画的な研修の実施など要件を満たしているため、指定訪問看護を行う毎に加算し、請求しております。
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円	6円	9円	訪問看護事業所として、勤続3年以上の職員が30%以上の配置他計画的な研修の実施など要件を満たしているため、指定訪問看護を行う毎に加算し、請求しております。
	初回加算	307円	613円	919円	初回の訪問看護を行なった月に加算されます。
	早朝・夜間・深夜訪問看護加算				早朝・夜間・深夜に、指定訪問看護を行った場合に加算します。
	夜間18時～22時または、早朝6時～8時については、所定訪問看護費の1.25倍で料金を計算します。				
	深夜22時～6時については、所定訪問看護費の1.5倍で料金を計算します。				
	※緊急時訪問看護加算を算定している方に対する緊急訪問の場合は、対象外です。ただし、その月の2回目からの緊急訪問は対象となります。				
☐	緊急時訪問看護加算	586円	1172円	1758円	24時間の連絡体制対応を必要とする場合に加算算定します。
☐	特別管理加算	I 511円	1021円	1532円	留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
☐	特別管理加算	II 256円	511円	766円	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態・真皮を越える褥瘡の状態・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅酸素療法指導管理・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
☐	ターミナルケア加算 (要介護者のみ対象)	2042円	4084円	6126円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
☐	長時間訪問看護加算	307円	613円	919円	特別管理加算の対象の利用者に対し、90分以上の訪問看護を行った場合に算定します。
☐	複数名訪問加算Ⅰ (30分未満)	260円	519円	778円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(複数の看護師)
☐	(30分以上)	411円	821円	1232円	
☐	複数名訪問加算Ⅱ (30分未満)	206円	411円	616円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(看護補助者)
☐	(30分以上)	324円	648円	971円	
☐	看護・介護職員連携強化加算	256円	511円	766円	訪問介護事業所の介護職員によるたんの吸引等の実施に対し、安全なサービス提供のための指導や連携等に対し加算されます。尚、介護予防は加算されません。
☐	退院時共同指導加算	613円	1226円	1838円	退院前に病院で病院の看護師たちと一緒に退院後について指導した後に初回の訪問看護を行った場合に加算(特別管理加算を算定している方は2回まで)

□	看護体制強化加算(Ⅰ)	562 円	1123 円	1685 円	<p>※算定要件等 ○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること。 (2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること。 (3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること(介護予防を除く)。 (4)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。 (5)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が</p>
□	看護体制強化加算(Ⅱ)	205 円	409 円	613 円	<p>※算定要件等 ○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること。 (2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること。 (3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること(介護予防を除く)。 (4)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。 (5)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が</p>
□	介護予防看護体制強化加算	103 円	205 円	307 円	<p>※算定要件等 ○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 (3)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。 (4)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である。</p>

訪問看護・介護予防訪問看護ご利用料金表(保険給付対象外)

別紙Ⅱ

R3.4.1～

<p>・延長料金 所用時間90分を超えて、サービス提供を希望される場合は超過料金を請求致します。 ・超えた時間の介護保険の10割実費</p>						
<p>・保険外サービス(8時30分から20時の時間のみ) 1時間30分まで介護保険料金の10割負担 1時間30分を超える場合30分毎に4,500円を加算 営業時間外については、1時間毎に1,000円を加算</p>						
<p>・エンゼルケアを行った場合 エンゼルケア料10,000円+物品代3,000円(+消費税)</p> <p>・領収証明書 1通につき 1,000円(+消費税)</p>						
<p>通常のサービス提供の実施地域を越えた地点からの距離の交通費</p> <table border="1"> <tr> <td>片道5km未満</td> <td>350円×2</td> </tr> <tr> <td>片道5km以上10km未満</td> <td>750円×2</td> </tr> <tr> <td>片道10km以上</td> <td>1,250円×2</td> </tr> </table>	片道5km未満	350円×2	片道5km以上10km未満	750円×2	片道10km以上	1,250円×2
片道5km未満	350円×2					
片道5km以上10km未満	750円×2					
片道10km以上	1,250円×2					